

## SS7 関連法規の基礎

執筆者：三浦雅生氏（弁護士）

自然学校やエコツアー事業者の活動には、プログラム単体ではなく、宿泊や交通、食事等を伴う場合が少なくありません。消費者保護の観点から、手配や運送等を行う場合には、法律による一定の制限があります。ここでは、旅行業法や道路運送法等の関連する法律について、基礎的な内容を学びます。尚、本文中にいくつかのケーススタディを掲載しましたので、理解・解釈の一助としてください。



### 1、業法による規制

自然学校やエコツアー事業者の実施する体験活動は、その活動内容や活動の仕方によっては、各種の行政的な取締法規に触れる場合があります。行政的な取締法規は、一定の公益的目的を実現するために、事前に一定の行政手続きを踏むことを求めるものです。

日本では、報酬を得て事業として行う行為については、行政庁の登録、許可等を事前に得ることを要求し、日々の事業活動についても消費者保護の観点から一定の行為を要求し、あるいは禁止するといった規制をしている法律があります。これらの法律は「業法」と呼ばれ、銀行法、建設業法、宅地建物取引業法、旅行業法、旅館業法といった名称からして規制対象業種を表しているものの他、道路運送法、食品衛生法といった特定の業種に対する規制よりも規制対象を少し広くとっているものがあります。

このうち、体験活動に関連するものとしては、旅行業法、旅館業法、道路運送法及び食品衛生法があるので、以下に順次解説していきます。

### 2、旅行業法による規制

#### 1) 登録制度

旅行業法は、「報酬を得て、次の行為を行う事業」を旅行業と定義し（第2条第1項）、旅行業を営もうとする者は観光庁長官の行う登録を受けなければならないと規定しています（第3条）。この登録を受けることなくして旅行業を営んだ者は、無登録営業の罪として100万円以下の罰金に処するとしています。旅行業が、消費者（旅行者）と運送又は宿泊サービス事業者の間に立って、代金等のやりとりをする取引形態であることから、一定の要件を備えた者にのみ営業を許すことで、消費者保護を図ったものです。旅行業にあたる行為については、次項の「旅行業の定義」の中で記しています。

## 2) 旅行業の定義

上記旅行業の定義は、次のように3つの要件に分解することができます。体験活動が、この3つの要件の全てを満たすときは、旅行業となってしまいますので、旅行業の登録を得ることなくすれば、無登録営業の罪に該当することになります。旅行業の登録は、その種別と取引実績に応じた営業保証金を供託するうえに、一定の財産的な基礎を要求されますので、自然学校やエコツアー事業者が旅行業の登録を取得するというのは現実的ではないでしょう。そうだとすると、体験活動を行う際に、以下の3要件の少なくともどれか1要件は満たすことのないように、工夫することが必要です。

### (1) 報酬性

後述する旅行業に該当する行為につき対価を得ることを言います。旅行業に該当する行為は、消費者(旅行者)と運送・宿泊事業者との間をとりもつ行為ですが、ここに言う「対価」は、消費者又は運送・宿泊事業者のいずれから受け取るものでも、含まれます。

したがって、参加者のために、体験活動に必要な宿泊施設(ホテル、旅館、民宿等)の手配をして、プログラム費用として宿泊費相当分を含めた包括的な料金を収受すれば、報酬性の要件を満たすこととなります。宿泊実費しか含まれていない場合でも、他の費用と一緒に包括的に収受している場合には、宿泊実費しか含まれていないことの立証ができないので、報酬性ありということになります。自然学校等が、参加者のために宿泊施設の手配を要する場合には、予約だけをして宿泊費は参加者が直接に宿泊施設に支払うといった方法をとる必要があります。

自然学校等が宿泊施設の手配をしたときに、宿泊施設から宿泊客の紹介のお礼として宿泊代金の一部割戻しを受けることも報酬性の要件に該当します。宿泊施設から、紹介する参加者数に関係なく、体験活動の協賛金として一定の額の支払いを受けるのであれば、報酬性は満たしません。

### (2) 事業性

反復継続する意思で後述する旅行業に該当する行為をすることを言います。典型的なのは、宣伝・広告をしたり、店を構える場合です。最初から1回しか企画しないという特殊な場合を除いて、事業性の要件をはずすのは困難かと思われます。

### (3) 行為性(旅行業に該当する行為 下記 ~ のいずれか、または複数)

旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス(以下「運送等サービス」という。)の内容並びに旅行者が支払うべき対価に関する事項を定めた旅行に関する計画を、旅行者の募集のためにあらかじめ、又は旅行者からの依頼により作成するとともに、当該計画に定める運送等サービスを旅行者に確実に提供するために必要と見込まれる運送等サービスの提供に係る契約を、自己の計算において、運送等サービスを提供する者との間で締結する行為。

なかなか判りづらい定義ですが、いわゆるパッケージツアーや職場旅行、修学旅行のように一定額の旅行代金で旅行を企画・実施する場合を言います。体験活動のプログラム費用の中に、宿泊施設の費用や運送機関(鉄道、航空機、バス代等)の費用を含めて、参加者を募集する行為は、これに当たります。

旅行者のため、運送等サービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介を

し、又は取次ぎをする行為。

体験活動の参加者から依頼を受けて、宿泊施設に予約をする行為は、これに該当します。運送等サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送等サービスの提供について、代理して契約を締結し、又は媒介をする行為。

宿泊施設やバス会社等と提携して、体験活動の参加者からの宿泊申込みを受付ける行為や、バスの切符を売る行為は、これに該当します。

他人の経営する運送機関又は宿泊施設を利用して、旅行者に対して運送等サービスを提供する行為。

運送機関や宿泊施設を下請けに使って、自らが消費者と運送契約や宿泊契約を結ぶ行為を言います。

以上のように、行為性はかなり広い範囲を射程距離にしていますので、体験活動参加者と運送機関なり宿泊施設の間に入ると、ほとんど行為性を満たすと考えた方が良いでしょう。その場合は報酬性の要件を外すべく工夫するしかないでしょう。

なお、運送サービスと宿泊サービス以外のサービスは行為性の対象外です。参加者の依頼に基づいて、地元のレストランを手配したり、仕出し弁当を手配しても、行為性の要件には当たりません。

### 3) ケーススタディ

#### (1) ケース 1

ホームページや顧客向け DM 等で広く日帰りのエコツアーを広報し、集客をした。当日は現地にて集合・解散（交通機関を手配しない）し、参加費はプログラム後に参加者からもらった。

結論：旅行業には該当しません。

理由：報酬性も事業性も満たしますが、行為性の要件を欠いているからです。旅行業は、運送サービスか宿泊サービスの少なくともいずれかを手配する場合は言います。

#### (2) ケース 2

1泊2日のスノーシュートレッキングのエコツアーを企画し、手配した宿泊施設の料金（実費）を含めた参加費を設定した。ホームページや顧客向け DM 等で広く広報・集客を行った。

結論：旅行業の登録が必要です。

理由：報酬性、事業性、行為性の3要件を満たすからです。宿泊施設の料金が実費相当であるとしても、参加費の中に含まれていては、実費であることの立証は不可能かと思われます。宿泊施設については予約だけしてあげて、宿泊費用は参加者が直接に宿泊施設に支払うという形態等にする必要があります

#### (3) ケース 3

里地で湧水をテーマとしたエコツアーを企画した。湧水や滝を巡りながら、養鱒場で鱒釣り体験と鱒の炭焼きの昼食をとるもの。養鱒場の入場料に手配手数料を上乗せして参加費を設定し、ホームページや顧客向け DM 等で広く広報・集客をした。

結論：旅行業には該当しません。

理由：運送又は宿泊のサービスの少なくともいずれかの手配をしない限りは、行為性の要件を欠くので、旅行業には該当しません。

#### (4) ケース4

富士山麓で活動しているエコツアー事業者が、北海道でのスノーシュートレッキングのプログラムを募集した。集客した10名分の宿泊・交通を取りまとめ、旅行会社を通じて手配した。参加者からは実費を徴収し、旅行会社に一括して支払った。

結論：実費徴収が全体の費用を包括的に徴収している場合には、旅行業に該当します。

理由：運送又は宿泊のサービスの手配は旅行会社が行っていますので、報酬性も事業性も行為性もなく、それ自体は旅行業には該当しないように見えます。しかし、参加者から、「実費」の明細を明らかにせずに、包括的な料金で収受しているとすると、旅行会社を下請けに使って旅行業を行っているとして認定される恐れが高いでしょう。少なくとも、旅行会社に支払うべき費用は参加者に明示して預かる形にする必要があります。

### 3、旅館業法による規制

#### 1) 許可制度

旅館業法は、「旅館業」につき、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）の許可を得ることを求めています（第3条）。この許可を得ずに、旅館業を営むと、6月以下の懲役又は3万円以下の罰金に処せられます（第10条1号）。旅館業は不特定多数の者に宿泊場所を提供することから、公衆衛生を維持できる施設を必要とするという考えからの規制です。

#### 2) 旅館業の定義

旅館業は、ホテル営業、旅館営業、簡易宿泊所営業及び下宿営業の4種類に分けられていますが、その違いは施設の構造及び設備の違いと宿泊料の収受の仕方の違いによるもので、いずれの営業にも共通している要件は、「宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業」ということです（旅館業法第2条）。ここで、「宿泊」とは「寝具を使用して施設を利用すること」を言うこととされています（前同）。

したがって、キャンプ場を提供することは、一定の構造及び設備のある施設ではありませんし、寝具の提供もないので、旅館業にはなりません。問題なのは、歴史のある古い農家や民家に、参加者から費用を徴収して体験的に宿泊してもらおうというプログラムです。その目的は、宿泊サービスの提供ではありませんが、繰返しそうした宿泊のプログラムを実施している場合には営業と言わざるを得ず、規定的には上記の旅館業の要件に該当します。ただ、そうすると、旅館業法の要求する一定の構造及び設備に改築しなければならないという問題が生じてしまい、現実的ではありません。そこで、定義規定には、上記引用した共通文言の前に「施設を設け」という文言があることに着目し（旅館業法第2条第2乃至第5項）、歴史のある古い農家や民家の場合、そもそも宿泊用に「施設を設け」たものではないので、旅館業の定義には該当しないという解釈が可能ではないかと考えています。しかし、そのような解釈によった場合でも、公衆衛生上の観点が必要ですので、宿泊定員をできるだけ少人数に絞る等の現実の運営に配慮することが必要です。

## 4、道路運送法による規制

### 1) 許可制度

道路運送法は、その目的の一つに「道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進すること」をかかげています（第1条）。同法は、そうした目的を達するために、旅客を自動車で運送する「旅客運送事業」を営む者に国土交通大臣の許可を要求しています（第4条第1項等）。国土交通大臣の許可を受けることなく、旅客運送事業を経営した者は3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する等の処罰を受けます（同法第96条1号等）。

### 2) 旅客運送事業の定義

道路運送法は、「他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業」を旅客運送事業と言い、これを「経営しようとする者」は国土交通大臣の許可を受けなければならないとしています。前者は判りやすい定義ですが、後者の「経営」というのはなかなか含蓄のある言葉で、どこまでの行為を指しているのかは解釈に悩むところです。

### 3) ケーススタディ

#### (1) ケース1

富士山中腹の森林でのトレッキングエコツアーを企画した。現地に公共交通機関がないため、鉄道を利用して来る参加者に対して、最寄の駅まで送迎サービスを行った。自家用車で現地集合する参加者と、送迎を必要とする参加者の参加費は同一料金である。

結論：旅客運送事業には該当せず問題ない。

理由：参加者がトレッキングエコツアーに参加するための利便を考えてのもので、ガソリン代程度の実費を徴収する範囲であれば、移動のサービスを提供することを目的とするものではなく、体験活動に付随するサービス提供に過ぎませんので、旅客自動車運送事業を「経営する」意思に欠けるものとして、許可は不要と解して良いと思います。また、希望者のみを送迎することにして、参加費については、送迎希望者も希望のない者の料金も同じということなので、運送サービス提供につき報酬を得ていないという意味で、事業性を欠くという議論も可能でしょう。

#### (2) ケース2

最寄の駅で合流した参加者を連れて森のトレッキングを行った。その後、参加者が宿泊する予定のホテルに、エコツアー事業者が自家用車で送り届けた。

結論：たまたま、ホテルまでの足のない参加者を自動車で送ったのであれば問題はありますが、最初からプログラム中に組み込まれている場合には、旅客運送事業に該当します。

理論：たまたまの運送サービス提供であれば、仮に「お礼」をいただいた場合でも、事業性に欠けますので、問題はありません。しかし、体験活動参加者の宿泊するホテルまでの運送をプログラムの中に組み込み、参加費を徴収してエコツアー事業者等が行うということになると、付随的サービスという訳にもいかないので、旅客運送事業を経営しているという認定になる

でしょう。



写真：

日常的なプログラムも、活動全体の行程によっては法的な手続きが必要となる。様々なケースを想定し、対処策を講じておくことが大切。

## 5、食品衛生法による規制

食品衛生法は、「食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もつて国民の健康の保護を図ることを目的」としています（第1条）。したがって、これまで述べてきた業法よりも、広く食品を扱う場合には同法の規制を受けますので、体験活動の中で、食品を扱う場合には、食品衛生法上の問題がないかを常に念頭に置く必要があります。なお、食品衛生法上、「食品」とは「すべての飲食物」を言います。

### 1) 食品等事業者としての規制

食品衛生法上、「食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること若しくは器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することを営む人若しくは法人」又は「学校、病院その他の施設において継続的に不特定若しくは多数の者に食品を供与する人若しくは法人」を「食品等事業者」と呼んでいます（第3条第1項）。

自然学校やエコツアー事業者が、体験活動参加者のために食品を調理したり、飲食物を販売すれば、食品等事業者となりますので、食品衛生法上、以下の規制を受けます（前同）。

- (1) その採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、販売し、不特定若しくは多数の者に授与し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装（以下「販売食品等」という。）について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- (2) 販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生を防止に必要な限度において、当該食品等事業者に対して販売食品等又はその原材料の販売を行った者の名称その他必要な情報に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。
- (3) 販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため、前項に規定する記録の国、

都道府県等への提供、食品衛生上の危害の原因となった販売食品等の廃棄その他の必要な措置を適確かつ迅速に講ずるよう努めなければならない。

この他、次に掲げる食品又は添加物は、これを販売し（不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。）又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならないとされています（第6条）。この規定に違反すると、改善命令や営業停止処分等の行政命令が出される（第54条、第55条）ほか、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられます（第71条）。

腐敗し、若しくは変敗したもの又は未熟であるもの。ただし、一般に人の健康を損なうおそれがなく飲食に適すると認められているものは、この限りでない。

有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがあるもの。ただし、人の健康を損なうおそれがない場合として厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。

病原微生物により汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれがあるもの。

不潔、異物の混入又は添加その他の事由により、人の健康を損なうおそれがあるもの。

## 2) 飲食店営業に対する規制

食品衛生法は、「飲食店営業（一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェ、バー、キャバレーその他食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業をいい、喫茶店営業を除く）喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）等」を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないとしています。したがって、自然学校やエコツアー事業者が、参加者のために施設を設けて飲食の場を提供する場合には、その所在地の都道府県の定める衛生基準を遵守して、あらかじめ都道府県知事の許可を受けておく必要があります。

## 3) ケーススタディ

### (1) ケース1

エコツアー事業者が、体験活動参加者のために、あらかじめ仕入れてきた弁当を販売する。

結論：仕入れ先の弁当屋が弁当製造につき食品衛生法上の許可を得ていることを確認し、仕入れ先の住所、名称、電話番号、仕入れた弁当の種類、数等を記録しておく必要があります。

理由：弁当を販売することは、食品衛生法上の食品等事業者になりますので、上記のような規制を受けます。

### (2) ケース2

自然学校で、有機野菜等を調理室で調理して、参加者に提供する。

結論：飲食店営業につき所在の都道府県知事の許可を受けておく必要があります。

理由：一定の施設内で食品を調理して有償で提供することは飲食店営業として、食品衛生法上の許可を要します。もし、この許可を受けていない場合には、参加者自らが調理をして試食

するというプログラムにすれば、自然学校は、食品等事業者には過ぎませんので、営業許可は不要です。なお、その場合でも、提供する食品と調理場や調理器具の衛生を確保する義務は自然学校にありますので、注意してください。

### (3) ケース3

エコツアー事業者が、参加者のために、会場に仕出し弁当屋を呼んでおいて弁当を販売させて、販売額の一定率を手数料として徴収する。

結論：仕出し弁当屋が食品衛生法上の許可を受けた業者であれば、法律上の問題はありません。

理由：エコツアー事業者は、弁当屋に営業の機会を提供しているに過ぎませんので、食品衛生法上の規制は受けません。また、弁当屋の手配は旅行業にも該当しませんので、手数料を徴収することも適法です。ただ、弁当屋が食品衛生法上の許可を受けていない場合には、食中毒等の事故発生時に、被害者から弁当屋選択上の過失責任を問われる恐れがあります。

## 6、おわりに

以上の解説からお判りのように、業法の規制対象はその境界線を取り上げると、なかなか1本の線で割り切るのが難しい面があります。Aのケースは良くて、Bのケースは何故いけないのかと問われても、万人の納得を得る説明が困難な場合もあります。その意味で、多くの実例に基づく研究がまだまだ必要な分野かと思われます。最後は、その法律が目的とするところに戻り、常識的な観点から判断するしかないでしょう。